

議案第3号

教育委員会の権限事務に係る教育長の臨時代理の承認について

教育委員会の権限事務に係る教育長の臨時代理の承認について、次のように定める。

平成18年12月22日

沖縄県教育委員会

教育長が「沖縄県全国高等学校総合体育大会運営基金条例(案)」を臨時代理したことについては、沖縄県教育委員会の権限の一部を教育長に委任し、又は臨時に代理させる規則(昭和47年沖縄県教育委員会規則第5号)第4条第2項の規定により、別紙のとおり承認する。

(別紙)

議案「沖縄県全国高等学校総合体育大会運営基金条例(案)」に対する意見


議案「沖縄県全国高等学校総合体育大会運営基金条例(案)」については、異議ありません。

教保第 10349 号

平成 18 年 12 月 11 日

沖縄県教育委員会委員長 殿

沖縄県知事  
仲井眞 弘多



県議会提出予定議案に係る意見聴取について

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 29 条の規定に基づき、別紙議案「沖縄県全国高等学校総合体育大会運営基金条例（案）」について貴委員会の意見を求めます。

# 沖縄県全国高等学校総合体育大会運営基金 条例（案）

平成18年12月議会（定例会）

教育庁保健体育課

## 条例案の概要の説明

部課名 教育庁保健体育課

### 1 件名

沖縄県全国高等学校総合体育大会運営基金条例

### 2 制定の経緯及び必要性

平成22年度に本県で開催が予定されている全国高等学校総合体育大会の運営、及び運営の準備を円滑に推進する費用に充てる基金を設置するため、条例を制定する必要がある。

### 3 制定案の概要

- (1) 全国高等学校総合体育大会運営基金を設置する目的について定める。(第1条)
- (2) 積み立てる額について定める。(第2条)
- (3) 基金に属する現金の管理について定める。(第3条)
- (4) 基金の運用から生ずる収益の処理について定める。(第4条)
- (5) 基金に属する現金の繰替運用について定める。(第5条)
- (6) 基金の処分について定める。(第6条)
- (7) 基金の管理に関する規則への委任について定める。(第7条)
- (8) この条例は、公布の日から施行することとし、平成23年3月31日に効力を失うこととする。(附則)

### 4 根拠法令

地方自治法(昭和22年法律第67号)第241条第1項及び第8項

### 5 関係各課との調整状況

財政課と調整済み

### 6 添付資料

- (1) 根拠法令の参照条文
- (2) その他参考となる資料

## 沖縄県全国高等学校総合体育大会運営基金条例

### (設置)

第1条 平成22年度全国高等学校総合体育大会の運営及び運営の準備に要する費用に充てるため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第241条第1項の規定に基づき、沖縄県全国高等学校総合体育大会運営基金（以下「基金」という。）を設置する。

### (積立て)

第2条 基金として積み立てる額は、一般会計歳入歳出予算で定める額とする。

### (管理)

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

### (運用益金の処理)

第4条 基金の運用から生じる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、基金に編入するものとする。

### (繰替運用)

第5条 知事は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

### (処分)

第6条 基金は、第1条の目的を達成するために必要な費用の財源に充てる場合に限り、その全部又は一部を処分することができる。

### (規則への委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、規則で定める。

## 附 則

### (施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(この条例の失効)

2 この条例は、平成23年3月31日限り、その効力を失う。

平成18年12月 日提出

沖縄県知事 仲井 眞 弘 多

理 由

平成22年度全国高等学校総合体育大会の運営及び運営の準備に要する費用に充てるため、沖縄県全国高等学校総合体育大会運営基金を設置する必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。

○地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）

（基金）

第二百四十一条 普通地方公共団体は、条例の定めるところにより、特定の目的のために財産を維持し、資金を積み立て、又は定額の資金を運用するための基金を設けることができる。

2 基金は、これを前項の条例で定める特定の目的に応じ、及び確実かつ効率的に運用しなければならない。

3 第一項の規定により特定の目的のために財産を取得し、又は資金を積み立てるための基金を設けた場合においては、当該目的のためでなければこれを処分することができない。

4 基金の運用から生ずる収益及び基金の管理に要する経費は、それぞれ毎会計年度の歳入歳出予算に計上しなければならない。

5 第一項の規定により特定の目的のために定額の資金を運用するための基金を設けた場合においては、普通地方公共団体の長は、毎会計年度、その運用の状況を示す書類を作成し、これを監査委員の審査に付し、その意見を付けて、第二百三十三条第五項の書類と併せて議会に提出しなければならない。

6 前項の規定による意見の決定は、監査委員の合議によるものとする。

7 基金の管理については、基金に属する財産の種類に応じ、収入若しくは支出の手續、歳計現金の出納若しくは保管、公有財産若しくは物品の管理若しくは処分又は債権の管理の例による。

8 第二項から前項までに定めるもののほか、基金の管理及び処分に関し必要な事項は、条例でこれを定めなければならない。



## 沖縄県全国高等学校総合体育大会運営基金の造成計画

### 1 目的

平成 22 年度に本県での開催が予定されている全国高等学校総合体育大会の大会準備・開催費は、開催年度の支出経費が最大となることから、各年度の支出の平準化を図り、開催年度の負担を軽減するため「沖縄県全国高等学校総合体育大会運営基金」を設置し、大会の運営及び開催費用に充て、業務を円滑に推進する。

### 2 概要

全国高等学校総合体育大会の大会準備・開催費に充てる基金を積み立てる。

大会準備・開催費（準備運営費、総合開会式費、競技種目別大会運営補助費、派遣代替講師費、一人一役推進委員会補助金、楽器整備及び修繕費等）

#### (1) 積立計画

平成 18 年度から平成 21 年度までの 4 年間、毎年 2 億円を積立る。

(H 18 年度～H 21 年度)

$$2 \text{ 億円} \times 4 \text{ 年} = 8 \text{ 億円}$$

#### (2) 基金を充てる大会準備・開催費

基金を充てる総合開会式及び各競技運営の準備等に要する費用は、約 14 億 3 千万円で、各年度毎の内訳は次のとおりである。(平成 22 年度に全体の 80 % 支出)

(単位：千円)

支出年度	17 年度以前	18 年度	19 年度	20 年度	21 年度	22 年度	合計
支出額	4,293	2,853	9,024	76,915	205,541	1,129,775	1,428,401

1,129,775 → 11 億 29 百万円

※開催年度 (H 22) に支出する約 11 億 2 千 9 百万円の財源内訳は以下のとおり。

(単位：百万円)

22 年度支出	内訳 →	基金	一般	国庫補助金	全国高体連協賛金	全国高体連助成金
		8 億	1 億 5 6	2 6	1 億 1 8	2 9

※寄附金は、一般財源に含めている。

### 3 全国高校総体開催に要する経費について

- 大会準備・開催費・・・・・・・・・・約 14 億 3 千万円
- 選手強化費・・・・・・・・・・約 2 億 8 千万円
- 備品整備費・・・・・・・・・・関係部局、各競技団体等と調整中
- 施設整備費・・・・・・・・・・関係部局及び関係機関等（内閣府沖縄振興局、国土交通省等）と調整中